

# 第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針の概要

## 1 背景及び目的等

- (1) 背景 現行指針の期間が令和2年度末で終了することに伴い、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな指針を策定するもの
- (2) 目的 犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ること
- (3) 期間 令和3年度～令和7年度の5年間

## 2 指針の概要

### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

- (1) 損害賠償の請求に関する周知等
  - ・損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実
- (2) 給付金制度の充実等
  - ・犯罪被害給付制度の適切な運用
  - ・医療費等経済的負担の軽減
  - ・県と市町村との連携による見舞金制度の実施
- (3) 居住の安定
  - ・公営住宅への優先入居等
  - ・被害直後及び中期的な居住場所の確保
- (4) 雇用の安定等
  - ・二次的被害の防止に係る広報・啓発の充実  
(各種メディア・広報誌等の活用、商工団体との連携等)
- (5) 日常生活の支援
  - ・犯罪被害者等のための託児サービスの実施

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

- ・告訴・告発、被害届等の適切な受理
- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進  
(医療機関との連携による採取キットの整備の充実)
- ・刑事の手続等に関する情報提供の充実

### 第5 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・犯罪被害者等支援についての県民の理解増進(警視庁や全国被害者ネットワークの動画情報の提供)

### 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
  - ・犯罪被害者に対するカウンセリングの充実
  - ・性暴力救援センターによる支援の充実  
(電話等による相談対応の24時間365日化)
- (2) 安全確保の充実
  - ・再被害防止措置の推進
  - ・DV被害者の安全確保の強化
- (3) 保護、捜査、公判における配慮の充実等
  - ・職員等に対する研修の充実等

### 第4 支援等のための体制整備への取組

- (1) 相談及び情報提供の充実強化
  - ・市町村における総合的対応窓口の体制強化等の促進  
(窓口対応力向上を目的とした演習型研修の実施)
  - ・教育委員会及び学校における相談体制の充実等
  - ・「支援ノート」の作成・交付
  - ・犯罪被害者等支援に係る連携体制の構築
- (2) 研修の充実と人材の養成等
  - ・支援に関わる職員等の二次的被害の防止に係る研修の実施
  - ・コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援  
(研修内容への助言や講師派遣等の協力)
- (3) 民間の団体に対する援助
  - ・犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等